

## 第25回義援金配分委員会 書面協議事項

下記事項について配分委員会の書面表決を求めるものです。

### 1 災害関連死審査部会の廃止について

平成23年12月に設置した「災害関連死審査部会」について、令和2年度末をもって廃止する。

### 2 令和3年4月からの本委員会会長について

令和3年4月からの本委員会会長を、大船渡市長 戸田公明 氏（三陸連携会議）とする。

#### <協議事項>

### 1 災害関連死審査部会の廃止について

#### (1) 概要

人的被害に係る義援金交付のうち、災害と死亡の因果関係が明確ではない「災害関連死」事例について、義援金可否の助言を行うため、平成23年12月に、**災害関連死審査部会**（以下「部会」という。）を**当委員会**に設置し、**県の災害弔慰金等支給審査会**（以下「弔慰金審査会」という。）と同一の者を部会委員として委嘱し、会を一体的に開催してきた。

今般、県に弔慰金審査会の運営等の事務を委託している6市町村（※）から、事務委託の廃止の協議があったことから、**県においても当該事務の受託廃止に係る協議について、令和3年2月定例会に提案している。**

県議会において議案が可決された場合は、**令和3年3月31日をもって廃止されることから、災害関連死審査部会についても同様に、令和3年3月31日をもって廃止しようとするもの。**

なお、令和3年4月以降に災害関連死に係る義援金交付の申出があった場合は、市町村において災害と死亡との因果関係を判断するもの。

（※）大船渡市、陸前高田市、釜石市、宮古市、大槌町及び野田村

#### (2) 廃止時期

令和3年3月31日（弔慰金審査会の運営に関する事務委託の廃止と同日）

#### (3) 部会の開催実績

ア 開催回数 19回（平成23年12月～平成29年3月）

イ 審査件数 22件

ウ 審査結果（参考）

災害との関連性が認められたもの 14件

災害との関連性が認められないもの 8件

### 2 令和3年4月からの本委員会会長について

「岩手県沿岸市町村復興期成同盟会」が、令和3年3月末日をもって解散することに伴い、同会の設置目的を引き継いだ「岩手三陸連携会議」（以下、「連携会議」という）を令和3年4月から本委員会の構成員に新たに加えることとした。

そこで、連携会議から委員に推薦された大船渡市長 戸田公明 氏を、令和3年4月から本委員会会長とすることについて協議するもの。

#### （参考1）

「平成23年東北地方太平洋沖地震および津波義援金配分委員会設置要綱」抜粋

第4条 委員会に次の役員を置き、委員の互選により定める。

(1) 会長 1名

(2) 監事 2名

#### （参考2）

岩手三陸連携会議（平成28年8月2日発足）

構成市町村（13市町村）：陸前高田市、大船渡市、住田町、釜石市、大槌町、山田町、宮古市、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、久慈市、洋野町